［条を削る。］

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第百十四条の二十九　［略］

２　［略］

３　実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十九条の十二において同じ。）により送らなければならない。

４　［略］

第五章の二　福祉事業

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百十九条の十二　組合は、法第九十八条第一項第一号に規定する組合員等（以下この章において「組合員等」という。）の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法により提供することができる。

（法第九十八条第二項の財務省令で定める者等）

第百十九条の十三　法第九十八条第二項の財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者その他の者であつて、その使用する組合員等に対し健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査に相当する項目を実施するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を実施しているもの（労働安全衛生法その他の法令に基づき健康診断を実施する責務を有する者を除く。）

二　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条第一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者

２　法第九十八条第二項の財務省令で定めるものは、事業者等（同項に規定する事業者等をいう。次条において同じ。）が保存している組合員等に係る健康診断に関する記録の写し（労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存しているものを除く。）とする。

（事業者等が行う記録の写しの提供）

第百十九条の十四　組合が、法第九十八条第二項の規定により組合員等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対して提供を求めることができる健康診断に関する記録の写し（前条第二項に規定する記録の写しを含む。以下この条において同じ。）は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第二条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他法第九十八条第一項第一号の規定により組合員等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たつて組合が必要と認める情報とする。

２　法第九十八条第二項の規定により健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、同条第三項の規定により当該記録の写しを提供するに当たつては、厚生労働省令で定める方法により行うものとする。

（法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二　［略］

２　［略］

［一～八　略］

九　法第九十八条第一項第一号の二に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法第六十六条第一項に規定する健康診断その

［条を加える。］

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百十三条の三の三　組合は、法第九十八条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百十四条の二十九第三項において同じ。）により提供することができる。

（実施機関による届書等の受理、送付等）

第百十四条の二十九　［同上］

２　［同上］

３　実施機関は、第一項及び前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、連合会にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。

４　［同上］

［章を加える。］

［条を加える。］

（法第百十二条の二第一項の財務省令で定める者等）

第百二十五条の二の二　［同上］

２　［同上］

［一～八　同上］

九　法第九十八条第一項第一号の二に規定する特定健康診査等、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条